

平成29年3月29日

『カメラ画像利活用ガイドブック ver1.0』の公表について

弁護士 清水 琢 磨
(法律事務所イオタ)

第1 はじめに

皆さんは、今日、ご自宅を出てから職場に到着するまでの間、果たして、何台のカメラにご自分を撮られたのでしょうか。駅、タクシー、コンビニ、商店街の防犯カメラ…、おそらく相当台数のカメラの映像に、そのお姿が写っていたはずです。

我が国においては、近時、従来の「防犯カメラ」の枠を超え、店舗内カメラ、街頭カメラ、車載カメラなど、多種多様な商用カメラが、ありとあらゆる場所に存在しています。そして、それらのカメラは、24時間、目の前の事象を継続的に撮影し続けているわけで、その情報量は、極めて膨大です。

最近、国が、これらのカメラのうち、防犯目的以外での顧客の撮影について、一定のルールを公表しました。それは、本日ご紹介する、経済産業省のIoT推進コンソーシアムが公開した『カメラ画像利活用ガイドブック ver1.0』（以下「本ガイドブック」といいます）です。

本ガイドブックは、未だ法的拘束力はありませんし、内容が最終確定したわけではありませんが、カメラ画像を利用する事業者は、今後は、これを指針として、場面毎に適切な対応を心がけるべきです。

第2 カメラの種類及びカメラ画像（映像）の特徴について

1 カメラの種類

本ガイドブックでは、主として、以下の種類のカメラによって撮影された画像の利活用について検討されました。

以下の各種類のカメラから撮影される画像をイメージしてみてください。

- (1) 特定空間（店舗等）に設置されたカメラで、入出の時点で、画像を取得し、特徴量データを抽出し人物属性を推定した後、速やかに撮影画像と特徴量データを破棄するもの。
- (2) 特定空間（店舗等）に設置されたカメラで、空間内を人物等が行動する画像を取得し、座標値を取得し、動線データを生成した後、速やかに撮影画像と特徴量データを破棄するもの。

- (3) 公共空間に向けたカメラで、通行する人・車等を識別し、それぞれの数を計測した後、速やかに撮影画像を破棄するもの。
- (4) 公共空間に向けたカメラで、街中の看板・交通標識、及び道路の混み具合を識別し、これらの情報を抽出した後、速やかに撮影画像を破棄するもの。
- (5) 準公共空間（駅改札等）に設置されたカメラで、通行する人物を撮影し、アイコン化処理の後、速やかに撮影画像を破棄するもの。

2 カメラ画像（映像）の特徴

次に、これらのカメラが捉える画像について、その特徴を見ていきましょう。

これらのカメラ画像は、顧客満足度の向上等の観点で利活用ニーズが高いのですが、下記の特徴があるといわれています（経済産業省等による整理）。

【カメラ画像の特徴】

- ① 個人情報の取得への暗黙の同意を行っているとは限らない状況で、個人情報の取得が行われること。
- ② カメラ本体を目視しただけでは、カメラで取得された情報の利用範囲が想像・把握できないこと。
- ③ 本人が希望・意図する範囲を超えた情報の取得が行われ、本人の想像しない情報が後日開示等される可能性があること。
- ④ 取得時点では撮影側も予想しない情報が、解析・プロファイリング技術の進歩により後日明らかになる可能性があること。

他方、事業者は、カメラによる撮影にあたっての事前告知等、生活者とのコミュニケーションに課題があることで、カメラ画像の利活用を躊躇してしまうことがあります。

また、カメラ画像の利活用を実現するためには、一般の消費者に生じうる不安（例えば「データの利用目的が分からない」等）を払拭していくことが必要です。

このため、事業者が利活用するにあたり、生活者とそのプライバシーを保護し、適切なコミュニケーションをとるにあたっての配慮事項を、事業者によるユースケースを基に整理をする必要が出てきました。

第3 『カメラ画像利活用ガイドブック』（案）について

このような社会の流れを受け、総務省及び経済産業省は、“IoT 推進コンソーシアム データ流通促進ワーキンググループ”（座長：森川博之 東京大学教授）の下に、カメラ画像を利活用する際に必要と思われる配慮事項を検討するべく“カメラ画像利活用サブワーキンググループ”（座長：菊池浩明 明治大学教授）を設置し、実際に事業者が検討

している利活用シーンから、事業者が個人情報保護法で定められる個人情報の保護を前提とし、その上で事業者が生活者とそのプライバシーに配慮し、適切なコミュニケーションをとるにあたっての留意すべき事項を整理しました。そして、同グループは、平成28年11月16日、その内容を、『カメラ画像利活用ガイドブック』(案)として取りまとめ、公表しました。

そして、同ガイドブック(案)は、パブリックコメントを受け、その後、平成29年1月31日に、『カメラ画像利活用ガイドブック ver1.0』として公表されました。

詳細については、次のURLのリンク先を参照して下さい。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000009.html

なお、データ自体の活用ルールについては、当然、世界的規模の動きがあり、米国では、業界ごとに自主基準が作られており、また、EUでは、厳しい統一規制が示されているようです。

しかし、カメラの画像データについては、日本の本ガイドブックが世界で初めての指針だといわれています。

第4 本ガイドブックの位置づけ

本ガイドブックは、生活者とのコミュニケーション方法を検討する等、生活者と事業者間での相互理解を構築するための参考とするもの、と位置付けられており、記載された配慮事項を、決して事業者へ強制するものではないことが重要です。国は、これらを基に、事業者の業界・業態に応じた利活用ルールが設定されていくことを期待しているわけです。

なお、本ガイドブックの適用対象は、個人情報保護法等関係法令を遵守し、個人を特定する目的以外の目的でのカメラ画像の利活用を検討する事業者のみとされており、防犯目的で取得されるカメラ画像の取扱いは対象外となっています。

第5 画像の利活用の過程に応じた配慮事項

本ガイドブックは、画像の利活用の過程に応じた配慮事項を定めています。その過程とは、全体の基本原則を含めた次の5つです。

本ガイドブックによれば、これらの配慮事項は、いずれも、事業者に対し、その対応を強制するものではない、とのことですが、事業者自らによる、業界・業態に応じた利活用のルールの設定を期待するもの、とされています。

- ①基本原則
- ②事前告知時
- ③取得時
- ④取扱い時
- ⑤管理時

以下、各過程について、個別に紹介します。

1 ①基本原則

ガイドブックでは、特定の個人の識別が可能な画像であれば、個人情報保護法の遵守と共に、以下の5つの事項への配慮が必要だと紹介されています。

- a. 取得・加工・保存・利活用の各過程におけるデータのライフサイクルを定めると共に、データが記録・保存される機器やサーバ群、及びネットワーク上の各所における責任主体を定め、リスク分析を適切に実施すること。
- b. 運用実施主体を明確に定め、相談や質問・苦情等を受け付けることのできる一元的な連絡先を設置すること。
- c. カメラ設置場所周辺で勤労する従業員等に対する教育を実施する等、生活者が一貫した説明を受けられるような施策を実施すること。
- d. 生活者がカメラ画像利活用のメリットを実感しているか、不満が無いかといった意見をくみ取り、利活用方法の改善を検討する等、生活者との対話の努力をすること。
- e. パブリック空間を撮影する場合、設置場所の自治体で定められる条例を遵守すること

2 ②事前告知時（既設のカメラに新たな利用目的を追加し撮影する場合にも適用）

事前告知の段階においては、以下の2つの事項への配慮が求められています。

- a. 十分な期間をもって事前告知を行うこと。
- b. 撮影対象場所における物理的な方法（ポスターの掲示やパンフレットの配布等）、もしくは電子的な方法（自社ホームページ上でのリリース等）、あるいは両方を組み合わせた方法で行うこと。

3 ③取得時（既設のカメラに新たな利用目的を追加し撮影する場合にも適用）

情報取得の段階においては、以下の2つの事項への配慮が求められています。

- a. カメラ画像の撮影及び利活用を開始する場合、通知を行う必要がある。
- b. 通知の方法は、撮影対象場所における物理的な方法（ポスターの掲示やパンフレットの配布等）、もしくは電子的な方法（自社ホームページ上でのリリース等）、あるいは両方を組み合わせた方法で行う必要がある。

4 ④取扱い時

情報を取り扱う段階においては、以下の3つの事項への配慮が求められています。

- a. 利活用に必要となるデータを生成または抽出等した後、元となるカメラ画像は速やかに破棄すること。
- b. カメラ画像の処理方法を明確にし、処理後のデータによる個人の再特定のリスクについてあらかじめ分析を行うこと。
- c. 処理後のデータを保存する場合、処理にあたっては、保存後のデータを用いた個人の特定が不可能となるような方法を用いること。

5 ⑤管理時

情報の管理の段階においては、以下の4つの事項への配慮が求められています。

- a. カメラ画像の利活用に伴って生じるリスク分析を、機器特有の状況（事前同意の取得が困難である等）を十分に鑑みて実施し、カメラ画像から生成または抽出等したデータに対して適切な安全管理措置及びセキュリティ対策を行うこと。
- b. カメラ画像の利活用を開始するにあたっては、情報の漏えいや不用意な伝播や利用目的外の利用を防ぐため、取得したカメラ画像・当該カメラ画像から生成または抽出等したデータについての取得項目・利用範囲・アクセス権・保持期間等を適切に定めること。
- c. カメラ画像から生成または抽出等したデータを第三者へ提供する場合、当該第三者との間で、データの利用条件や内容について定めた契約を締結すること。
- d. 第三者との契約条件（データの内容や利用条件等）に変更が生じ、生活者に通知したデータの利用条件に変更が生じた場合には、十分な期間をもって事前告知を行うこと。

このように、特に④及び⑤の段階では、情報の即時破棄、個人の再特定のリスクについての事前分析、セキュリティ対策、情報へのアクセス権の確定、第三者提供の場合における適切な契約の締結等が要求されており、これらの要配慮事項は、生活者の権利・利益に相当配慮をした、かなり厳しい要求といえます。

第6 5つの適用ケースと通知文面例及び配慮事項の対応例

なお、本ガイドブックは、5つの適用ケース（店舗内設置カメラ、屋外に向けた人物カウント用のカメラの場合、駅構内に設置された人物の滞留状況の把握用のカメラの場合など）を想定し、これらのケースにおける画像の利活用についての具体的かつ詳細な解説が記載されています。そして、生活者向けの通知文面例や、配慮事項の対応例について細

かく記載されており、実務において、非常に参考になります。

第7 最後に

本ガイドブックは、わざわざ「ver1.0」と名付けられているとおり、今後、社会の変化、技術の進歩、事業者及び生活者からの意見等を踏まえ、頻繁に、都度バージョンアップされていくと思われます。実際に、総務省も、本ガイドブック公表に際して、「本ガイドブックは、事業者によるユースケース等の情報を参考に、配慮事項等の検討を重ねたものです。このため、これが最終版ということではなく、ユースケース等の検討を積み重ね、カメラ画像の利活用を更に促進するよう、ガイドブックの改訂を図っていくこととしています。本ガイドブックが有効に活用され、カメラ画像の利活用が具体的に進むことが期待されます。」と締めくくっており、今後、積極的な議論が期待されます。

以上

【執筆者紹介】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-2-10 虎ノ門桜田通ビル 9 階
法律事務所イオタ
弁護士 清水 琢 磨（しみず たくま）（第二東京弁護士会所属）
mailto: tas@iota-law.jp
電話：03-3593-3327（直通）／-3321（代表） FAX :03-3593-3331

【学歴・職歴】

1993 年 3 月 慶應義塾高等学校 卒業
1997 年 3 月 慶應義塾大学法学部法律学科 卒業
2000 年 10 月 司法試験合格
2001 年 4 月 司法研修所入所（第 55 期）
2002 年 10 月 弁護士登録、あさひ・狛法律事務所 国際部門に入所
2004 年 エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク会員
2005 年～06 年 慶應義塾大学法科大学院（ロースクール）アカデミックアドバイザー
2007 年 4 月 法律特許事務所イオタ（現 法律事務所イオタ）を開設
2008 年 第二東京弁護士会弁護士業務センター幹事就任
2011 年 三田法曹会幹事（副幹事長）就任
2012 年 4 月 慶應義塾大学法学部法律学科非常勤講師（民法演習）
2012 年 4 月 医療法人監事就任
2012 年 4 月 第二東京弁護士会倒産法研究会会員
2013 年 1 月 医療機関治験審査委員会委員就任
2014 年 3 月 漁業協同組合（千葉県）理事就任
2014 年 10 月 医療法人社員就任
2014 年 10 月 株式会社シーアールイー（東証市場第 1 部）社外監査役就任
2015 年 10 月 株式会社シーアールイー社外取締役（監査等委員）就任

【役職・委員（現職に限らず）等】

三田法曹会幹事、慶應義塾大学法学部法律学科非常勤講師、第二東京弁護士会弁護士業務センター幹事、第二東京弁護士会合同図書館委員会等

【取扱業務分野】

一般企業法務（企業法律顧問業務）、各種 M&A 関連案件（法務 DD、各種契約書作成等）、事業再生案件（特徴的なものとして医療機関の再建）、コーポレート・ガバナンス（内部統制システムの構築を含む。）、エンターテインメント法務関連及び各種一般民事訴訟等。

【著作】

日経メディカル開発 「病院再生—戦略と法務—」（共著）、中央経済社 「会社更生手続のすべて」（共著）及び中央経済社 「新破産法のすべて」（共著）、商事法務「新版 再生計画事例集」（共同執筆及び資料提供）、中央経済社「旬刊経理情報」（「ビジネス実務相談室」を連載中）、週刊ダイヤモンド「よろず法律相談所」連載、「仮差押え・仮処分・仮登記を命ずる処分」（きんざい）及び第一法規 「製造物責任・企業賠償責任 Q&A」（編集委員、共著）等。

【仕事への心がけ】

ときに依頼者の真の希望を写し出す「写真家」として、ときに依頼者と法律との間の「通訳」として、そして、ときに依頼者の権利の実現を構築する「デザイナー」として存在し、依頼者にとっての重要な各局面における精神的な盾となる弁護士でありたい。

掲載日：2017 年 4 月 13 日